

新型コロナウイルス感染症における「入院」の取扱いの見直しについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示により宿泊施設や自宅で療養をされた場合は、保険約款上の「入院」として取扱い、保険金のお支払い対象とする特例の取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について2022年9月26日（月）より全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されました。これを踏まえ、当社の「みなし入院」による保険金のお支払い対象について、2022年9月26日（月）以降の取扱いを、下記のとおり見直すことにいたしました。

<「みなし入院」による保険金支払い対象>

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、次の「重症化リスクの高い方」

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠中の方

<ご参考> 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の保険金支払い対象範囲

		2022年9月25日（日） 以前	2022年9月26日（月） 以降
入院された場合 （約款における取扱い）		支払い対象	支払い対象
宿泊施設や自宅で 療養された場合 （特例取扱い）	重症化リスクの 高い方		
	上記以外の方	支払い対象外	

■ 「みなし入院」開始の経緯と今回見直す理由

本来、保険金をお支払いするための「入院」の要件は、「自宅等での治療が困難」「病院または診療所に入ること」「常に医師の管理下において治療に専念すること」という3条件を全て満たすことになっております。こうした中、2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院または診療所への入院が必要であるにもかかわらず、病床不足等を理由に入院することができない状況が発生した結果、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、保険約款上の「入院」の定義に該当しないものの、社会情勢およびお客さま保護の観点から、保険約款の特例の取扱いとして「みなし入院」を開始いたしました。

<ご参考> 保険約款上の「入院」の定義

用語	ご説明
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。また、今般、政府により、2022年9月26日（月）以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に前記の重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

そのような状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による保険金のお支払い対象を見直すことといたしました。

※ 2022年9月25日（日）前に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いはこれまでどおりの取扱いを継続いたします。

なお、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

また、当社ホームページに記載の「みなし入院」に関するご案内は2022年9月25日（日）までに修正を行います。

なお、当社では、保険金をご請求いただく際に、療養証明書の発行を新たに医療機関や保健所に求めないお取扱いを実施しております。医療機関や保健所における更なる負担軽減に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご照会窓口

カスタマーセンター	0800-123-7100（通話料無料）
	営業時間：9時～18時（年末年始を除く）

以上